資源の有効活用にご協力を
パソコンは4月からメーカーが回収・リサイクル

昨年10月１日から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造メーカーなどによる家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まりました。

市では、３月31日まで経過措置として、家庭系パソコンの回収・処理を行いますが、４月１日からは、製造メーカーなどがパソコンのリサイクルを全面的に行います。

ごみの減量と資源の有効活用のため、皆さんのご協力をお願いします。

清掃管理課
☎ 82-7609 FAX 82-8188
e sesokanri@city.suzuka.mie.jp

使用済みパソコンは、3月31日まで市で処理できます。デスクトップ型は「粗大ごみ」に、ノート型は「もやせないごみ」に出してください。不燃物リサイクルセンターへの持ち込みも3月31日までです。

使用済みパソコンの引渡し手順

次の手順で回収・リサイクルされます。

事前確認 ▶ 申込み ▶ メーカーへ引渡し ▶ 再資源化　それでは詳しく見てみましょう。

事前確認

●対象機器の確認をする

デスクトップパソコン本体
ディスプレイ一体型パソコン含む

表示装置
ブラウン管（CRT）式、液晶式

ノートブックパソコン
原則として、重量が1kg以下のものは除く

●「ＰＣリサイクルマーク」の有無をチェックする

PCリサイクルマーク

ある場合
⇒リサイクルに出すときの費用は不要です。

ない場合
⇒「回収再資源化料金（リサイクル費用）」が必要です。

申込み

●電話でメーカーへ回収依頼の連絡をする

- PCリサイクルマークがある場合 → メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。
- PCリサイクルマークがない場合 → メーカーから振込用紙が送付されます。 → リサイクル費用を支払います。（メーカー指定の支払方法になります） → メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。

メーカーへ引渡し

●パソコンを梱包する

○梱包は、重量30kgまで、縦・横・高さの寸法の合計が1.7m以内にしてください。

○デスクトップパソコン（本体）とディスプレイを出す場合や複数台数を同時に出す場合は、それぞれ1台ずつ梱包してください。

同梱して引渡しできるもの→マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどの購入時の標準添付機器

引渡しできないもの→プリンタなどの周辺機器、取扱説明書、フロッピィディスク、CD-ROMなど

○梱包に「エコゆうパック伝票」を張り付けてください。

●回収方法を選択する

自宅に回収に伺う「戸別回収」と、直接郵便局にお持ちいただく「持込み」の2種類の方法があります。

●戸別回収を希望する場合

「エコゆうパック伝票」に記載してある郵便局に連絡し、集荷日時を決めてください。

注意　製品を玄関先などに出しておいても、集荷日時に不在の場合は回収されません。

●郵便局へ持ち込む場合

最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）の小包窓口にお出しください。

注意　「エコゆうパック伝票」が無いものは受付できません。事前の申込みによる「エコゆうパック伝票」の添付が前提です。

メーカーへ引き渡すときの注意事項

- ●引き渡したパソコンは返品できません。
- ●大切なデータの管理（保存・削除など）は、排出者の責任で行ってください。
- ●メーカーへの申込み内容と、回収されたパソコンが違う場合は返品します。

再資源化

排出したパソコンは、リサイクル工場へ運ばれ、部品・材質ごとに分解・処理され、資源として再利用されます。

詳しくは（社）電子情報技術産業協会(JEITA)のホームページ（http://www.pc3r.jp）でご覧いただけます。